

○犯人逮捕等に協力した者に対する特別報賞金給付規程

昭和60年9月5日

本部訓令第10号

(趣旨)

第1条 この訓令は、特別報賞金の給付に関し必要な事項を定めるものとする。

(給付)

第2条 特別報賞金は、山梨県警察官 (山梨県警察に派遣を命ぜられた警察官を含む。以下同じ。) の職務権限の行使に際し、又は山梨県警察の管轄区域内において警察職員以外の者が自らの危険を顧みず、犯人の逮捕その他犯罪の捜査に協力援助して災害を受け、そのために死亡し、又は著しい身体障害が残ることが明らかであり、かつ、その功労が顕著であると認められるときは、その協力者又は協力者が死亡したときはその遺族に対し、山梨県警察本部長 (以下「本部長」という。) が給付するものとする。

2 前項の協力援助については、警察官の協力要請の有無、警察官の所在の有無又は犯罪の種別は問わないものとする。

(併給規定)

第3条 特別報賞金は、同一事案について山梨県警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する条例 (昭和42年山梨県条例第44号)、労働者災害補償保険法 (昭和22年法律第50号)又は国家公務員等共済組合法(昭和33年法律第128号)等により、給付又は補償を受けた場合においても給付することができるものとする。

(給付の上申)

第4条 協力者に対し給付を行う事由が発生したときは、協力援助を受けた山梨県警察官を指揮し、又は災害発生地を管轄する部署の長は、事案の概要を本部長に速報し、かつ、様式第1号による特別報賞金給付認定上申書に次の各号に掲げる資料を添えて本部長に上申しなければならない。

- (1) 災害認定書又は災害状況調査報告書
- (2) 医師の診断書又は意見書
- (3) 災害現場見取図
- (4) 前各号のほか、災害の発生を認定するに必要な資料
- (5) 他の法令による給付若しくは補償を受け、又は受けようとする場合は、それを証明する資料
- (6) 協力者が死亡した場合は、協力者と遺族の関係を証明するに必要な資料

(給付額等)

第5条 特別報賞金の給付額は、別表の特別報賞金給付基準表によるものとし、死亡の場合は功勞の程度を、身体障害の場合は功勞の程度及び障害の程度をそれぞれしん酌して定めるものとする。ただし、身体障害の程度については地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号。以下「災害補償法」という。)別表に定める第1級から第8級までの等級に該当する範囲のものとする。

2 他の法令に基づき災害給付又は補償を受ける協力者については、前項により給付額を算出した上、協力者の協力状況等を考慮し、減額給付することができるものとする。

(身体障害等級の決定)

第6条 協力者が災害を受け、そのため身体障害が残ることが明らかとなつた場合における障害等級の決定は、災害補償法第29条第2項及び第3項の規定を準用するものとする。

(遺族の範囲等)

第7条 協力者が死亡した場合に特別報賞金の給付を受けることができる遺族は、協力者の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹とする。

2 特別報賞金の給付を受けるべき遺族の順位は、配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹の順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

3 特別報賞金を受けるべき同順位の者が2人以上ある場合は、様式第2号による特別報賞金受領代表者選任届を提出させ、その代表者に給付するものとする。

(経費の負担区分)

第8条 特別報賞金の経費は、警察法(昭和29年法律第162号)第37条の規定による経費の負担区分に応じて支出するものとする。

(給付の決定及び通知)

第9条 本部長は、第4条の規定により上申を受けたときは、速やかにこれを審査し、給付額の決定を行い、協力者又はその遺族に様式第3号の給付決定通知書により通知して給付するものとする。

附 則

この訓令は、公布の日から施行し、昭和60年5月1日以降の協力事案について適用する。

(様式省略)

別表（第5条関係）

特別報賞金給付額基準表

死亡・障害等級種別	給付基準額
死 亡	200万円以下
第 1 級	200万円以下
第 2 級	180万円以下
第 3 級	160万円以下
第 4 級	120万円以下
第 5 級	100万円以下
第 6 級	80万円以下
第 7 級	40万円以下
第 8 級	30万円以下